

千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、児童養護施設等の入所児童等の生活向上のため、ケア単位の小規模化等、入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等環境改善を図ることを目的とする経費に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について（平成27年6月5日付け雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」の第3に規定する事業のうち、1の（3）及び2を除く事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、千葉市内において、乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設を運営する社会福祉法人、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者で、市長が認めるものとする。

(補助対象経費及び交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とし、補助金の交付額は、別表に定める基準額と、総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満切り捨て）の10分の10以内とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておくこと。
- (7) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 規則第7条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定し、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実績報告書（様式第7号）を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金一括(分割)事前交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

（返還の命令）

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年6月5日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

| 補助事業 | 対象施設 | 補助対象経費 | 基準額 |
|---|--|---|----------------|
| 1 入所児童等の環境改善事業 （1）小規模なグループによるケアを実施するための施設の内部改修、設備整備及び備品の購入 | 児童養護施設、乳児院 | 改修費、設備整備費、備品購入費 | 1施設当たり 4,000千円 |
| （2）入所児童等の生活向上を図るため、児童の安全の確保のために必要な備品の更新、設備の更新及び内部改修 | 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム | 改修費、設備整備費、備品購入費 | 1施設当たり 4,000千円 |
| 2 ファミリーホーム等開設支援事業 右記対象施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入 | ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設 | 改修費、設備整備費、備品購入費 | 1施設当たり 4,000千円 |
| 3 衛生用品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、施設等の個室化に要する改修等、施設等の職員が感染症等対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 ・感染症対策のために職員が受講、開催する研修等のための経費等 ・職員が勤務時間外に | 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム | 給料、職員手当等、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費 | 1施設当たり 8,000千円 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者等の養育を担当する職員が家庭での感染拡大を予防するために宿泊施設等を利用する場合の宿泊費用など、濃厚接触者等を養育する際に必要なかかり増し費用 ・その他、感染拡大を防止する観点から必要と考えられる経費等 | | | |
|---|--|--|--|